

総務省令第九十三号

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第十九号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の三第二項、第十七条第三項、第十七条の二第二項、第十七条の二の二第一項（第十七条の二の三第三項において準用する場合を含む。）、第十七条の三の二、第十七条の三の三、第十七条の六第二項、第十七条の八第四項第三号、第十七条の十四及び第二十一条の四十五第一項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第四項、第十二条第一項第三号、第十三条第一項、第三十三条及び第四十条第二項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日

総務大臣 麻生 太郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 消防用設備等」を「第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等」に、「第五款 消防

用設備等の検査、点検等（第三十一条の三 第三十一条の七）」を「第五款 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査、点検等（第三十一条の三 第三十一条の七）」に、

「第四章 消防の用に供する機械器具等
第四章の二 登録検定機関（第四十四

の検定等（第三十四条の三 第四十四条の三）
を「第四章 特殊消防用設備等の性能評価等（第三十四条

条の四 第四十四条の十二）」
を「第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等（

の二の二 第三十四条の二の三）」
第四章の三 登録検定機関（第四十四条の四 第四十

第三十四条の三 第四十四条の三）」に改める。

四条の十二）」

第一条の三第一項の表中「第七条の六第一項第一号」の下に「及び第十八条第十三項第一号」を加える。

第四条の六第二項第三号イ中「親会社をいう。」の下に「第三十一条の五第二項第三号イにおいて同じ。

」を加え、同条第四項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」と、「を削り、「概要」と」の下に「、同項及び第五項中「主たる事

務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第四条の六第一項及び第二項」とを加え、「耐洗濯性能の基準」と、第十五項を「耐洗たく性能の基準」と、同条第十五項に改め、「事業者」との下に「、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項」とあるのは「第四条の六第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第四条の六第三項」とを加える。

「第二章 消防用設備等」を「第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等」に改める。

第十条中「第五条第二号」を「第五条第二項第二号」に改める。

第十二条第一項第四号中「法第十七条の二第二項第四号」を「法第十七条の二の五第二項第四号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイからハまでに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防

災センター、中央管理室（建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

イ 令別表第一・項から十六項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

・ 延べ面積が五万平方メートル以上の防火対象物

・ 地階を除く階数が十五以上で、かつ、延べ面積が三万平方メートル以上の防火対象物

ロ 延べ面積が千平方メートル以上の地下街

ハ 次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、消防長又は消防署長が火災予

防上必要があると認めて指定するもの

・ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一萬平方メートル以上の防火対象物

・ 地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二万平方メートル以上の特定防火対象物

・ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

第十三条第二項中「、重度身体障害者更生援護施設」を「、肢体不自由者更生施設（主として身体障害の

程度が重い者を入所させるものに限る。）」に改め、「、聴覚・言語障害者更生施設」の下に「、内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」を加え、「、重度身体障害者授産施設」を「、身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）」に改める。

第十四条第一項第四号二中「第十二号」を「第十二号において準用する第十二条第一項第八号」に、「操作盤」を「総合操作盤」に改め、同項第八号イ・中「第二十四条第九号」を「第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号」に、「操作盤」を「総合操作盤」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 第十二条第一項第八号の規定は、スプリンクラー設備について準用する。

第十四条第二項第二号中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第十六条第三項第三号ホ・中「第二十四条第九号」を「第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号」に、「操作盤」を「総合操作盤」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第十二条第一項第八号の規定は、水噴霧消火設備について準用する。

第十八条第四項第十号イ中「第二十四条第九号」を「第二十四条第九号において準用する第十二条第一項

第八号」に、「操作盤」を「総合操作盤」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 第十二条第一項第八号の規定は、泡消火設備について準用する。

第十九条第五項第二十三号を次のように改める。

二十三 第十二条第一項第八号の規定は、不活性ガス消火設備について準用する。

第二十条第四項第十七号を次のように改める。

十七 第十二条第一項第八号の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用する。

第二十一条第四項第十九号を次のように改める。

十九 第十二条第一項第八号の規定は、粉末消火設備について準用する。

第二十二条第十一号を次のように改める。

十一 第十二条第一項第八号の規定は、屋外消火栓設備について準用する。

第二十四条第九号を次のように改める。

九 第十二条第一項第八号の規定は、自動火災報知設備について準用する。

第二十四条の二第一号水中「前条第九号」を「前条第九号において準用する第十二条第一項第八号」に、

「、操作盤（同号ただし書の措置が講じられているものを含む。）」を「総合操作盤」に改める。

第二十四条の二の三第一項第十号を次のように改める。

十 第十二条第一項第八号の規定は、ガス漏れ火災警報設備について準用する。

第二十四条の二の四第三号ホ中「前条第一項第十号」を「前条第一項第十号において準用する第十二条第一項第八号」に、「、操作盤（同号ただし書の措置が講じられているものを含む。）」を「総合操作盤」に改める。

第二十五条の二第二項第三号ル中「第六号」を「第六号において準用する第十二条第一項第八号」に、「操作盤」を「総合操作盤」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第十二条第一項第八号の規定は、非常警報設備について準用する。

第二十七条第一項第三号ロ及びハ中「個所」を「箇所」に改める。

第二十八条の三第四項第十二号を次のように改める。

十二 第十二条第一項第八号の規定は、誘導灯について準用する。

第三十条第十号を次のように改める。

十 第十二条第一項第八号の規定は、排煙設備について準用する。

第三十条の三第一号口及び八中「開放型のヘッド」を「開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッド」に、「閉鎖型のヘッド」を「閉鎖型スプリンクラーヘッド」に改め、同号ホ中「開放型ヘッド又は閉鎖型ヘッド」を「開放型散水ヘッド、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッド」に改め、同条第三号二中「開放型ヘッド」を「開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッド」に改め、同号へ中「及び排水弁」を削り、同号に次のように加える。

ト 配管内の水を有効に排水できる措置を講ずること。

第三十条の三第五号を次のように改める。

五 第十二条第一項第八号の規定は、連結散水設備について準用する。

第三十一条第九号を次のように改める。

九 第十二条第一項第八号の規定は、連結送水管について準用する。

第三十一条の二第十号を次のように改める。

十 第十二条第一項第八号の規定は、非常コンセント設備について準用する。

第三十一条の二の二第九号を次のように改める。

九 第十二条第一項第八号の規定は、無線通信補助設備について準用する。

「第五款 消防用設備等の検査、点検等」を「第五款 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査、点検等」に改める。

第三十一条の三の見出し中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第一項中「消防用設備等の設置」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置」に、「当該設置に係る消防用設備等に関する図書及び消防用設備等試験結果報告書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書

二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書

第三十一条の三第二項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、「又は同条第二項」を「、同条第二項」に、「次条」を「第三十一条の四」に改め、「設備等技術基準」という。」「の下に「又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）」を加え、同条第三項中「次条第一項」を「第三十一条の四第一項」に改め、同条第四項中「消防用設備等」の下に

「又は特殊消防用設備等」を加え、「設備等技術基準」の下に「又は設備等設置維持計画」を加え、同条第五項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(設備等設置維持計画)

第三十一条の三の二 法第十七条第三項に定める設備等設置維持計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 防火対象物の概要に関すること。
- 二 消防用設備等の概要に関すること。
- 三 特殊消防用設備等の性能に関すること。
- 四 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。
- 五 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。
- 六 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。
- 七 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
- 八 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関する事。

第三十一条の五第二項に次の二号を加える。

三 登録申請者が、第三十一条の四第二項の規定により同項の表示を付することができることとされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第四項において単に「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 認定の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 認定の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 認定の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い認定の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。

ニ 全国の認定を受けることを希望する者に対して、認定の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

第三十一条の五第三項中「、第四条の六第二項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定（同項第三号の規定を除く。）」を「の規定」に改め、「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、「を削り、「設備の概要」との下に「、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第三十一条の五第一項及び第二項」とを加え、「、第四条の六第二項第三号中「法第八条の三第二項の規定により同項の表示を付することができる」とされる防災

対象物品又はその材料」とあるのは「第三十一条の四第二項の規定により同項の表示を付することができる」とされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第三項中「確認を行った日からこれを十年間」とあるのは「認定を行った日からこれを五年間」と、同項第四号及び第五号中「防災対象物品又はその材料」とあるのは「消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同項第五号中「防災性能を有していること」とあるのは「設備等技術基準の全部又は一部に適合していること」とを、「同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項」とあるのは「第三十一条の五第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第三十一条の五第三項」とに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 登録認定機関は、認定の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、認定を行った日からこれを五年間保存しなければならない。

- 一 認定の申込みをした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 認定の申込みを受けた年月日
- 三 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の形状、構造、材質、成分及び性能の概要

四 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具を設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを検査した日

五 前号の検査をした者の氏名

六 認定の有無（認定をしない場合にあつては、その理由を含む。）

七 認定の有無を通知した日

第三十一条の六の見出し中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第一項中「点検は、消防用設備等の」を「消防用設備等の点検は、」に改め、第二項中「前項」を「前二項」に改め、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

第三十一条の六第四項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第五項中「、消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同項第七号から第九号まで及び同条第六項第四号の規定中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第二

項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十七条の三の三の規定による特殊消防用設備等の点検は、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

第三十一条の七第二項中「前項の免状」を「前号の免状」に改める。

第三十一条の八第二号中「又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」を「、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」に改め、「昭和五十年法律第六十七号」の下に「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。第六章に限る。）」を加える。

第三十三条の三第一項中「整備の種類」を「整備の種類のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備の種類」に改め、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第二項中「整備の種類」を「整備の種類のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備の種類」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類のうち、

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、消防庁長官が定める。

第三十三条の三に次の一項を加える。

4 法第十七条の六第二項の規定により、乙種消防設備士が行うことができる整備の種類のうち、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、消防庁長官が定める。

第三十三条の八第一項第二号中「、短期大学」及び「、短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）」を削り、同項第七号中「第三十三条の十第一項において」を「以下」に改める。

第三十三条の十一第四項第一号中「前条第三号」を「前条第二項第三号」に改め、同項第二号及び第三号中「前条第一号」を「前条第二項第一号」に改める。

第三十三条の十六中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第三十三条の十八（見出しを含む。）中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に、同条中「当該工事に係る設計に関する図書」を「、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類の写し」に改め、同条に次の二号を加える。

一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書

二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類

第四章の二を第四章の三とし、第四章を第四章の二とし、第三章の二の次に次の一章を加える。

第四章 特殊消防用設備等の性能評価等

(特殊消防用設備等の性能評価の申請)

第三十四条の二の二 法第十七条の二第二項の規定による申請は、別記様式第一号の八(特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更する場合に係る申請にあつては、別記様式第一号の九)による申請書正副二通によつてしなければならない。

2 法第十七条の二第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 設計図二部

二 明細書二部

三 性能の検証に関する計算書一部

四 試験成績表一部

(総務大臣の認定等の申請)

第三十四条の二の三 法第十七条の二の二第一項の規定による申請は、別記様式第一号の十の申請書によつてしなければならない。

2 法第十七条の二の三第三項において準用する法第十七条の二の二第一項の規定による申請は、別記様式第一号の十一の申請書によつてしなければならない。

第四十三条第二項中「協会」を「総務大臣（独立行政法人消防研究所の行う試験にあつては、独立行政法人消防研究所）」に、「同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項を削る。

第四十四条の四第二項中「法第二十一条の四十五」を「法第二十一条の四十五第一項」に、「保有している」を「業務に用いる」に改め、「その他の設備の概要」と「の下に」、「第四項」とあるのは「法第二十一条の四十六第二項と」を加える。

別記様式第一号の二の二中「~~第3条第2項~~」を「~~第3条第3項~~」に改め、同様式備考2中「~~第3条第2項~~」

」を「第3条第3項」に改め、同様式備考3を備考5とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。

4 消防法施行令第3条第2項を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。

別記様式第1号の1の3中「消防用設備等設置届出書」を「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出

書」に、「消防用設備等を設置」を「消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置」に、

消防用設備等の

種類	」	消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類	

」に改め、同様式備考2中「消防用設備等設計図書」を「消防用

設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書」及び「消防用設備等の種類」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類」に改める。

別記様式第一号の二の三の二中「消防用設備等検査済証」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」及び「消防用設備等は、消防法第・条の技術上の基準」を「消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第・条の技術上の基準又は設備等設置維持計画」及び「消防用設備等の種類」を「消防用設備等・特殊消防用設備等の種類」に改め、同様式中備考を備考一とし、同様式備考に次のように加える。

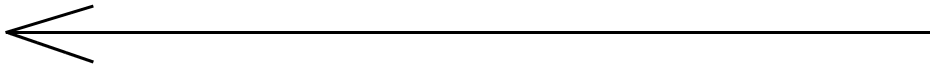
- 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

「 甲種受験 資格	「 甲種受験 資格	特類 ----- 特類以外	」 に改める。
別記様式第一号の六中		別記様式第一号の六中	

別記様式第一号の七中「消防用設備等着工届出書」を「工事整備対象設備等着工届出書」及び「消防用設備等の種類」を「工事整備対象設備等の種類」及び「消防用設備等の工事施工者」を「工事整備対象設備等

の工事施工者」に改める。

別記様式第一号の七の次に別記様式第一号の八、別記様式第一号の九、別記様式第一号の十及び別記様式第一号の十一として次のように加える。



別記様式第1号の8 (第34条の2の2関係)

特殊消防用設備等性能評価申請書

年 月 日

日本消防検定協会 殿
(登録検定機関)

申請者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

下記について、特殊消防用設備等の性能評価を申請します。

記

特殊消防用設備等の種別		
概 要		
設置防火対象物	住 所	
	名 称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号の9 (第34条の2の2関係)

特殊消防設備等性能評価変更申請書

年 月 日

日本消防検定協会 殿
(登録検定機関)

申請者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

下記の特種消防用設備等について変更があったため、性能評価を申請します。
記

特殊消防用設備等の種別		
変 更 概 要		
設置防火対象物	住 所	
	名 称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類		
変更前に性能評価を行った機関		
変更前の性能評価日		
変更前の評価番号		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号の10 (第34条の2の3関係)

特殊消防用設備等大臣認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

㊟

電話番号

下記の特種消防用設備等について、消防法第17条の2の2第1項の規定に基づき、消防用設備等と同等以上の性能を有していることの認定を申請します。

記

特殊消防用設備等の種別		
概 要		
設置防火対象物	住 所	
	名 称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類		
性能評価を行った機関		
性 能 評 価 日		
評 価 番 号		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号の11 (第34条の2の3関係)

特殊消防用設備等変更承認申請書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

下記の特種消防用設備等について、消防法第17条の2の3第3項において準用する同法第17条の2の2第1項の規定に基づく変更の承認申請を行います。

記

特殊消防用設備等の種別		
変 更 概 要		
設置防火対象物	住 所	
	名 称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類		
変更に係る性能評価を行った機関		
性 能 評 価 日		
評 価 番 号		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に存する肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設及び身体障害者授産施設又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設及び身体障害者授産施設におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新規則別記様式第一号の二の二、別記様式第一号の二の三、別記様式第一号の二の三の二、別記様式第一号の六及び別記様式第一号の七に規定する様式は、附則第一項の規定にかかわらず、平成十六年十一月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。